

北海道青少年顕彰選考基準

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

1 北海道青少年顕彰の対象について（実施要領3）

・顕彰の対象は、その年の4月1日現在で、満30歳までの青少年又は満30歳までの青少年で構成される団体・グループで、次のいずれかの活動を3年以上実践し、他の範となる個人又は団体とする。

- ①ボランティア活動や国際交流活動、地域文化活動などの社会参加活動を行い地域づくりに貢献する活動
- ②青少年団体・グループの指導・育成など、青少年団体等の活動を促す活動
- ③職場で創造性や協調性を発揮し、他の模範となる活動や地場産業の振興に貢献する活動

2 顕彰者の基準について

(1) 選考に当たっては、地域性や団体などのバランスに配慮する。

(2) 活動の広域性が高い者を優先する。

(3) 活動頻度の高い者を優先する。

(4) 顕彰の対象各号（①～③）の基準は、以下のとおりとする。

①ボランティア活動や国際交流活動、地域文化活動などの社会参加活動を行い地域づくりに貢献する活動

⑦自主的・無報酬で、地域の活性化や課題解決等に尽力している個人または団体を対象とする。

- ・継続的（3年以上実践）かつ一定頻度（平均して月2回以上）の活動実績があること。
- ・道内に居住もしくは本拠を置き、活動していること。
- ・いわゆる政治・宗教活動、営利活動、職務としての活動、学業（学科）単位取得を目的とする活動等は対象としない。

②青少年団体・グループの指導・育成など、青少年団体等の活動を促す活動

⑦自主的・無報酬で、青少年団体・グループの活動支援に尽力している個人または団体を対象とする。

- ・継続的（3年以上実践）かつ一定頻度（平均して月2回以上）の活動実績があること。
- ・道内に居住もしくは本拠を置き、活動していること。
- ・いわゆる政治・宗教活動、営利活動、職務としての活動、学業（学科）単位取得を目的とする活動等は対象としない。
- ・青少年団体・グループとは、学習、ボランティア、スポーツ・レクリエーション、文化、自然体験、まちづくりなどの活動を通じて、青少年の育成を目的とする団体等であって、政治・宗教活動や営利活動などを行う団体等や、学校や会社のクラブなどを除く。

③職場で創造性や協調性を発揮し、他の模範となる活動や地場産業の振興に貢献する活動

⑦職場で取り組んでいる社会貢献活動に積極的に参加し、働きながら、社会や他者のために地道に努力している個人を対象とする。

- ・継続的（3年以上実践）かつ一定頻度（平均して月1回以上）の活動実績があること。
- ・社会貢献活動の範囲は、環境保全、地域振興、文化・スポーツ振興、社会福祉、国際貢献、次世代育成など、幅広い分野を対象とする。
- ・道内に居住していること。

⑧創意工夫によって、製品の品質向上、作業の能率向上、省資源化、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、労働災害の防止など、技術や職場環境などの改善向上に貢献し、もって地場産業の振興・活性化に寄与したことが認められる個人を対象とする。

- ・継続して取り組んでいること。（3年以上実践していること。ただし1つの業績に限らない。）
- ・農・林・水産業、建設業、製造業、医療・福祉、サービス業など、幅広い業種を対象とするが、いわゆる政治・宗教活動は対象としない。
- ・道内に居住していること。
- ・単なる精勤者等は、対象としない。（たとえば、技能・勤務成績が優秀な者などは、本顕彰の対象ではありません。）
- ・原則1つの業績について2名以内（個人）とする。

（5）欠格事項

- ①刑事事件に関して、現に起訴されている者
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- ③罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ④執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

（6）取消事項

- ①顕彰対象者（団体）に関する推薦書に、不実な記載があった場合
- ②顕彰対象者（団体）において、本顕彰の趣旨を損なう行為があった場合